

# 瀬戸内海環境保全特別措置法制定50周年記念事業企画・運營業務 仕様書

## 1 業務の名称

瀬戸内海環境保全特別措置法制定50周年記念事業企画・運營業務（以下「本業務」という）

## 2 趣旨・目的

瀬戸内海環境保全知事・市長会議では、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。）制定50周年を迎える令和5年度に、豊かで美しい里海としての瀬戸内海の重要性を再認識し、文化、景観等豊富な地域資源を有する瀬戸内海の魅力を広く発信するため50周年記念事業を実施する。

50周年記念事業は、記念式典だけにとどまらず、未来に向け、令和5年度以降の持続可能性を担保した企画・運営事業とするとともに、高校生や大学生など次世代を担う若者層をはじめ幅広く国内外や一般の方々にも興味・関心がもたれ、社会的認知・地域振興へ向けた産官学連携や異業種間交流も見据えた事業展開を目指す。

## 3 業務期間

- ・令和4年度：委託契約締結の日から令和5年3月31日まで
- ・令和5年度：令和5年4月1日から令和6年1月31日まで

## 4 委託料

- ・令和4年度：金2,500千円（消費税及び地方消費税含む）以内

※ 本業務の契約は、年度ごとに分けて行うこととし、令和5年度の契約は令和5年4月1日に締結することとする。

## 5 事業構成

本業務は、令和4年度に行う関係者との詳細設計協議及び一部事業実施準備を含めた「記念事業企画」と、令和5年度に行う事前の事業実施準備を含めた「記念事業実施」の2業務により構成する。

[参考：業務スケジュール]

時期	内容
R5.1月頃を想定	業務開始
～R5.3月上旬	事業計画策定
R5.4月～R5.12月	記念事業実施
R6.1月末	業務終了

## 6 業務内容

### (1) 記念事業企画について

#### ア 業務期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日まで

#### イ 業務内容

(ア) 受託者は、以下の事項を踏まえ、瀬戸内海をフィールドとする50周年記念事業を企画・提案し、当該事業の企画・準備・広報・運営の一切を瀬戸内海環境保全知事・市長会議事務局（以下「事務局」という。）と連携して主体的に行う。

#### 【必須項目】

- 幅広く若者から一般の方々にも興味・関心をもたれ、多様な人々の参加が見込めるものとするよう、様々な分野からアプローチした事業内容とする。
- 記念式典は、一定のセレモニー性を確保しつつ、事務局から提供する過去の周年事業にとらわれない企画とする。（総会と同日開催することも可能、総会の開催費用及び記念式典の会場費については事務局が負担）  
※記念式典は、収容人数500人程度の会場で行うことを想定（オンラインでの出席も可能とする）
- 令和3年6月の瀬戸内法改正のポイント（①栄養塩類の供給、②藻場・干潟の創出・再生・保全、③海洋プラスチックごみ対策、④気候変動）と、歴史・文化・芸術・景観などの親しみやすいテーマに触れたものとする。  
〈参考〉瀬戸内海の環境や歴史・文化について  
公益社団法人瀬戸内海環境保全協会  
<https://www.seto.or.jp/>  
特定非営利活動法人瀬戸内海研究会議  
<http://www.seto.or.jp/kenkyu/>
- 瀬戸内海の地域ブロック（近畿、中国、四国、九州）から2ブロック程度選択し、地域の実情に応じたセミナーやワークショップなどの事業を実施するものとする。（地域の企業やNPO、学校など各団体との連携や共同実施、再委託などを行うことも可能）  
※実施方法については、多様な人々の参加が見込まれるよう、会場、オンラインの併用で行うことが望ましい。
- 令和5年度の記念事業の費用総額が8,000千円（消費税及び地方消費税含む）程度となることを想定した事業企画とする。

## 【選択項目】

- 次世代の里海づくりに資する人材育成に向けた学びとなるものとする。
- 令和6年度以降も10年程度継続的に実施可能なアクティビティについて検討する。(令和6年度以降に実施する場合は、令和6年度以降の予算で検討)
- 参加者が有料で参加するオプション事業を企画する場合は、収益を目的としない事業とする。
- SDGsの基本理念を踏まえるとともに、大阪・関西万博の「TEAM EXPO 2025」プログラムへの参画(共創パートナーや共創チャレンジ)を検討する。

〈参考〉TEAM EXPO 2025について

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会「TEAM EXPO 2025」  
<https://team.expo2025.or.jp/>

## 【事業例】

- ・クルーズ船を活用したイベント、魅力スポット巡り
- ・マイクロプラスチック調査、生き物調査、アマモ再生プロジェクト
- ・若者主体の里海提言、ワークショップ、フォーラム

(イ) 提案内容をもとにコーディネーターやワーキンググループ等と協議して事業の内容を吟味・検討し、詳細を決定するとともに事業実施に向けた準備を行う。

## (2) 記念事業実施について

### ア 業務期間

令和5年4月1日から令和6年1月31日まで

### イ 業務内容

(1) で企画した計画に基づいて、実施計画・全体スケジュール及び運営マニュアルを作成し、円滑に事業を実施すること。

#### (ア) 実施計画・全体スケジュールの作成

受託者は、事業の趣旨を理解した上で、実施計画書の調製から業務完了報告書の提出までの全体スケジュールを作成すること。スケジュールは進捗状況に合わせて更新すること。

#### (イ) 運営マニュアルの作成

受託者は、事務局と協議のうえ、安全かつ円滑に事業を実施するための運営マニュアルを作成すること。

また、イベントを実施する場合は、会場を手配し、新型コロナウイルス感染症対

策を講じること。

## 7 本業務実施上の留意点

- (1) 受託者は、業務の進捗状況や業務内容等に関する打合せを、定期的（月2回以上）に実施し、議事録を作成すること。また、事務局から求めがあった場合は、速やかに打合せを実施すること。
- (2) 受託者は、各年度の本業務終了後、事業実施成果や経費について実績報告書を作成し、事務局に2セット（紙媒体及びデータ）提出すること。  
実績報告書の作成にあたっては以下の点にも留意すること。
  - ・各事業の開催準備中や開催中などの様子を写真撮影（必要に応じて、動画撮影）し、報告書にとりまとめる。
  - ・イベントの参加者数（概数）を把握し、報告書に記載する。
  - ・記念事業終了後にも継続的に実施可能な計画案を含むこと。

## 8 著作権

本業務により製作される成果物の所有権、著作権は瀬戸内海環境保全知事・市長会議に帰属する。

ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するが、瀬戸内海環境保全知事・市長会議は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲においてこれを無償で利用できるものとし、受託者はその為に必要な著作権処理を行うこととする。

## 9 秘密の保持

受託者は、本業務で得た情報及び本業務に係る内容を第三者に漏らし、その他の目的に転用してはならない。

なお、やむを得ない事情によりその必要が生じた場合は、主催者の承認を得るものとする。

## 10 その他

本仕様書に記載のない事項及びやむを得ない変更については、事務局と受託者との協議により定めるものとする。